

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年4月1日作成)

法令名	北海道立学校条例施行規則
根拠条項	第10条第1項
処分の概要	退学処分
法令の定め	第10条第1項 校長は、出席停止通知書を発した日から起算して30日を過ぎても納付義務者等が授業料を納付しない場合は、当該生徒に対して、退学を命ずることができる。
処分基準	出席停止通知書を発した日から起算して60日を経過しても、授業料の未納額が納付されないこと。
処分担当課	北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係 (電話番号：011-231-4111 内線35-711) 各道立高等学校、登別明日中等教育学校 (電話番号：各道立学校の電話)
問い合わせ先	同上
備考	